

船舶事故調査報告書

平成26年1月16日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	同乗者負傷
発生日時	平成24年9月2日（日） 13時50分ごろ
発生場所	兵庫県南あわじ市慶野 ^{けいの} 松原海水浴場 南あわじ市所在の湊 ^{みなと} 港西外防波堤灯台から真方位090° 500m付近 (概位 北緯34° 20.0′ 東経134° 43.6′)
事故調査の経過	平成24年9月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ ウルトラ ^{エルエックス} L X、0.1トン 260-45286兵庫、個人所有 2.85m (Lr) × 1.06m × 0.43m、FRP ガソリン機関、112kW、平成19年4月
乗組員等に関する情報	船長 男性 29歳 二級小型船舶操縦士（1海里限定）・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成14年8月8日 免許証交付日 平成24年7月23日 (平成29年8月7日まで有効) 同乗者A 女性
死傷者等	重傷 1人（同乗者A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、座席の最後部に同乗者A及び中央部に同乗者Bを乗せ、平成24年9月2日13時50分ごろ漂流していた慶野松原海水浴場の砂浜沖10m付近から発進した。 船長は、発進直後、後ろを振り向いたところ、約20～30m後方の発進場所付近に浮いている同乗者Aを認めた。 船長は、反転して同乗者Aに近づいたとき、同乗者Aが痛みを訴え、出血していたことから、負傷したことを知った。 同乗者Aは、船長及び友人等により、近くの水上オートバイの販売等を行うショップまで運ばれた後、ショップ店員が負傷状況を確認し、119番通報で要請した救急車により、病院に搬送され、直腸損傷と診断された。

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮初期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、ウォータージェット推進装置を装備した最大搭載人員3人の水上オートバイであり、船底から吸い込んだ水をジェットポンプによって船尾の噴出口から噴出させて推進力を得る構造になっており、同乗者が座席に座った際に身体を支えるため、座席中央部には幅約3cmのシートバンドが、座席最後部の後ろにはハンドレールと称する持ち手がそれぞれ装備されていた。</p> <p>船長は、約10年前から水上オートバイに乗り始め、年に10回以上操縦しており、後部座席に人を乗せて航行した経験は、数え切れないほど多く、慶野松原海水浴場では、約5回の遊走経験があった。</p> <p>船長は、同乗者Bは水上オートバイの乗船経験があるものの、同乗者Aは、本事故当日、水上オートバイに初めて乗り、2～3回乗った後に本船に乗ったことを認識していた。</p> <p>船長は、ウェットスーツを上半身だけ脱ぎ、ラッシュガードの上に救命胴衣を着用し、同乗者Aは、水着を着用して上半身には救命胴衣を、下半身には短パンをそれぞれ着用し、同乗者Bは、水着及び救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、同乗者に対し、水上オートバイに乗船するに当たり、救命胴衣を着用するように求めたが、落水するとは思っていなかったため、乗船時の姿勢等についての注意はせず、発進時、「行くよ」と声を掛けたものの、同乗者の了解の合図や同乗者が落水を防止する体勢を取ったかどうかについては確認していなかった。</p> <p>本船は、本事故当時、座席の後部に同乗者2人が乗って船尾側が沈んだ状態となっていた。</p> <p>本船の取扱説明書には、死亡又は重大な傷害に至る危険があることを知らせる「警告」が、以下のとおり、記載されており、同様の警告が、本船の後部座席の下部にラベルとして貼付されていたが、所有者が購入し、外装を塗り変えた際に剝がされていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗船者は、身体を保護できる衣服を着用してください。 ・潜水時の衝撃による水圧やジェットノズルの近くで強い水圧を受けた場合、体腔内に水が入り負傷するおそれがあります。通常の水着では身体を十分に保護できません。身体を保護できるウェットスーツパンツ等を必ず着用してください。 ・ウォータークラフトの背後に人がいるときはスロットルを開けないでください。エンジンを停止させるか、アイドルスピードにしてください。スロットルを開けると、ジェットノズルから排出される水や異物でけがをする恐れがあります。 <p>同乗者Aを診察した病院の医師への負傷状況等に関する照会に対し、本傷病は、肛門の創と連続しない直腸型の損傷もあるため、ジェ</p>

	<p>ット水流による損傷と思われ、ウェットスーツ等の然るべき^{しか}予防措置で防げた損傷であったと考えられる旨の回答があった。</p> <p>本船を保管しているショップは、運輸安全委員会が、平成24年6月27日、同種事故の再発防止の目的のため、水上オートバイの使用者及び同乗者に対する注意喚起として行った情報提供をインターネットで知り、当該記事を受付窓口に掲示していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり あり なし</p> <p>本船は、慶野松原海水浴場において、座席の最後部に同乗者A及び中央部に同乗者Bを乗せ、船長が本船を発進させたところ、同乗者Aが、座席後方に落水し、ウォータージェット推進装置の噴出口からの噴流を下半身に受けたことから、下半身開口部から体腔内に水が入り、直腸損傷を負ったものと考えられる。</p> <p>船長は、発進する際、同乗者に対し、発進する旨を明確に伝え、同乗者が落水を防止する体勢を取ったことを確認してから発進していれば、同乗者Aが落水せず、本事故の発生を防止できた可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、慶野松原海水浴場において、座席の最後部に同乗者A及び中央部に同乗者Bを乗せ、船長が本船を発進させたところ、同乗者Aが、座席後方に落水し、ウォータージェット推進装置の噴出口からの噴流を下半身に受けたため、下半身開口部から体腔内に水が入ったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、水上オートバイ航走時の注意事項や乗船者の落水による危険性について、十分に理解し、また、同乗者に対し、落水した際の噴流による負傷の危険性を説明すること。 ・ 船長は、発進時、同乗者に注意を行い、同乗者が落水を防止する体勢を取ったことを確認し、また、急激な加速操作を行わないこと。 ・ 水上オートバイに同乗する者は、落水した際のジェット噴流による負傷に備え、身体を保護できるウェットスーツパンツ等を着用することが望まれる。